

米子市ビジネス人材移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県が定めるとっとりビジネス人材移住支援事業等実施要領（令和元年8月5日付け第201900113130号鳥取県交流人口拡大本部長・鳥取県商工労働部長通知。以下「県実施要領」という。）に基づき本市が行う米子市ビジネス人材移住支援金（以下「移住支援金」という。）の交付について、米子市補助金等交付規則（平成17年米子市規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 移住支援金は、本市内における移住・定住の促進、中小企業等における人手不足の解消及び地域課題に対応した起業の促進に資することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (2) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。
- (3) 求人紹介サイト 県実施要領第4の2の項に規定する求人紹介サイトをいう。
- (4) 起業支援金 県実施要領第7に規定する起業支援金をいう。

(補助対象者)

第4条 移住支援金の交付の対象者は、第1号に定める要件を満たす者のうち、第2号に定める要件に該当する就職をし、第3号に定める要件に該当するテレワークをし、又は第4号に定める要件に該当する起業をした者とする。

(1) 移住等に関する要件として、次のアからエまでの全てを満たすこと。

ア 移住元に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合には、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。

(ウ) ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も当該移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 令和元年8月5日以後に本市に転入したこと。

(イ) 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。

(ウ) 移住支援金の申請日から5年以上、本市に継続して居住する意思を有していること。

ウ 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯

に属していたこと。

(イ) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していたこと。

(ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和元年8月5日以後の同一の日に転入したこと。

(エ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、交付申請時において転入後3か月以上1年以内であること。

エ その他の要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人であること、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) (ア)及び(イ)のほか、鳥取県知事及び市長が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件として、次のア又はイに掲げる対象者の区分に応じ、それぞれア又はイに定める要件を満たすこと。

ア イに掲げる者以外の者 就業先が、鳥取県が移住支援金の対象として求人紹介サイトに掲載している求人に係るものであって、次の(ア)から(カ)までの全てを満たすこと。

(ア) 勤務地が鳥取県内に所在すること。

(イ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

(ウ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいてとっとりビジネス人材・求人紹介サイト運営要領（令和元年9月17日付け第201900153292号鳥取県商工労働部長通知）に定める移住支援金の対象法人に就業し、申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。

(エ) 就業先の求人への応募日が、求人紹介サイトに当該就業先の求人が移住支援金の対象として掲載された日以後であること。

(カ) 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務

する意思を有していること。

(カ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材（プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者をいう。） 次の(ア)から(オ)までの全てを満たすこと。

(ア) 勤務地が鳥取県内に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。

(ウ) 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件として、次のア及びイの全てを満たすこと。

ア 所属先企業からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金の提供がされていないこと。

(4) 起業に関する要件として、申請前1年以内に起業支援金の交付決定を受けていること。

（支援金額）

第5条 移住支援金の額は、2人以上の世帯の場合には100万円、単身の場合には60万円とする。この場合において、2人以上の世帯とは、前条第1号ウの要件を満たす世帯とし、当該要件を満たさない場合は、単身として取り扱う。

2 申請者が、移住支援金の交付の申請の日が属する年度の4月1日時点

における年齢が18歳未満である世帯員（以下この項において「18歳未満の世帯員」という。）を帯同して移住する場合には、移住支援金の額は、同項に規定する額に、当該18歳未満の世帯員1人につき100万円を加算して得た額とする。

（支援金の交付申請）

第6条 移住支援金の交付を受けようとする者は、当該交付を受けようとする年度の2月10日までに、米子市ビジネス人材移住支援金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、これらを市長に提出しなければならない。

- (1) 本人確認をすることができる書類の写し
- (2) 本市の住民票の写し（世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員全員分）
- (3) 移住元の住民票の除票の写し又は移住元での在驻地及び在住期間を確認することができる書類（世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員全員分）
- (4) 移住支援金の振込先を確認することができる書類の写し（郵送により申請する場合に限る。）
- (5) 就業証明書（別記様式第2号）又は起業支援金の交付決定通知書の写し
- (6) 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書又は移住元の在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認することができる書類（雇用保険の被保険者として東京23区に通勤していた場合に限る。）
- (7) 次に掲げる書類（個人事業主等で、東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた場合に限る。）
 - ア 開業届出済証明書等、移住元の在勤地を確認することができる書類
 - イ 個人事業等の納税証明書等、移住元の在勤期間を確認することができる書類
- (8) 次に掲げる書類（東京圏から東京23区内の大学等に通学し、東京23区内の企業等へ就職した場合に限る。）

- ア 卒業証明書等、在学期間及び卒業校を確認することができる書類
- イ 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書又は移住元の勤務地、在職期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認することができる書類

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、速やかに、当該交付申請の内容を審査し、当該交付申請に係る移住支援金を交付するか否かを決定するものとする。

2 前項の規定により移住支援金を交付することを決定した場合における当該移住支援金の交付決定に係る通知は、米子市ビジネス人材移住支援金交付決定通知書（別記様式第3号）により行うものとする。

(実績報告の省略)

第8条 移住支援金の交付の対象となる事業（次条において「交付対象事業」という。）に係る規則第18条第1項の補助事業等実績報告書の提出については、同項ただし書の規定により、これを要しないものとする。

(報告及び立入調査)

第9条 市長は、交付対象事業の実施状況等を確認するために必要があると認めるときは、当該移住支援金の交付を受けた者に当該交付対象事業に関する報告を求め、又は、市長の命じた職員をして当該交付対象事業に係る帳簿、書類その他の物件の検査を行わせることができる。

(支援金の返還)

第10条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる返還額の区分に応じ当該各号に定める事項に該当する場合には、当該該当する事項の属する区分による移住支援金の返還を請求する。ただし、就業先法人の倒産、災害、病気等やむを得ない事情があるものと市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 全額の返還 次に掲げる場合
 - ア 虚偽の交付申請等をした場合
 - イ 移住支援金の交付申請日から3年に満たない間に本市から転出した場合
 - ウ 移住支援金の交付申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
 - エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合
- (2) 半額の返還 移住支援金の交付申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合

(規定外事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年9月9日から施行する。
(令和3年度における就職に関する要件の特例)
- 2 令和3年度における第4条第2号の規定の適用については、同号ア中「求人紹介サイトに掲載している」とあるのは「求人紹介サイト（求人紹介サイトの開設前であっても、鳥取県立ハローワークのホームページ）に移住支援金の対象として掲載している」と、同号ア（エ）中「求人紹介サイト」とあるのは「求人紹介サイト（求人紹介サイトの開設前であっても、鳥取県立ハローワークのホームページ）」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年9月16日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の米子市ビジネス人材移住支援金交付要綱附則第2項の規定は令和3年4月1日から、同要綱の規定（附則第2項を除

く。)はこの要綱の施行の日以後に交付の申請がされる米子市ビジネス人材移住支援金について、それぞれ適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年5月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の米子市ビジネス人材移住支援金交付要綱第5条の規定は、令和4年4月1日以後に本市に転入した者に対して交付する米子市ビジネス人材移住支援金について適用し、同日前に本市に転入した者に対して交付する米子市ビジネス人材移住支援金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月6日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の米子市ビジネス人材移住支援金交付要綱第5条の規定は、令和5年4月1日以後に本市に転入した者に対して交付する米子市ビジネス人材移住支援金について適用し、同日前に本市に転入した者に対して交付する米子市ビジネス人材移住支援金については、なお従前の例による。